

遺伝子組換え実験・ゲノム編集を行う研究の 変更申請

<変更内容により申請受付時期が異なります>

【注 意 事 項】

- ①課題名、実験責任者、目的等の変更など実験計画の大幅な変更と考えられる場合は、これまでの実験計画を終了後、改めて新規計画として申請が必要です。
- ②遺伝子組換え動植物の譲渡、譲受が予定されている場合は、別途手続きが必要です。
- ③研究者は、研究開始前に「組換えDNA実験に関する教育訓練」の受講が必要です。
- ④研究者は、「本学における定期健康診断」の受診が必須です。なお、委員会が申請書類を精査し「特別健康診断(DNA作業健康)」の受診が必要であると判断した場合は事務局よりご連絡します。

変更申請書類の作成

